

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和5年8月24日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2201126号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300074号

第1 結論

1 請求者のA社における平成15年7月31日の標準賞与額を54万円、同年12月15日の標準賞与額を60万7,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月31日及び同年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月31日及び同年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成23年7月

A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。請求期間にA社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を賞与から控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①及び②について、請求者から提出された当該期間に係る賞与明細書及び平成15年分給与所得の源泉徴収票により、請求者は、当該期間にA社から賞与(請求期間①は54万円、請求期間②は60万7,500円)の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(請求期間①は54万円、請求期間②は60万7,000円)に基づく厚生年金保険料(請求期間①は3万6,666円、請求期間②は4万1,215円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①に係る賞与の支給日については賞与明細書に記載がなく、事業主は請求期間当時、給与及び賞与は現金手渡しであった旨陳述している上、この他確認できる資料がないことから、賞与明細書に記載された支給月の月末を賞与支給日として認定し、平成15年7月

31日とすることが妥当である。

さらに、請求期間②については、B健康保険組合からの回答により確認できる賞与支給年月日から、平成15年12月15日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間③について、請求者から提出された給与明細書（平成23年1月分から同年12月分まで）及び賞与明細書（平成23年12月分）それぞれに記載されている支給額の合計、並びに健康保険、介護保険、厚生年金保険及び雇用保険の控除額の合計は、請求者から提出された平成23年分給与所得の源泉徴収票の支払金額欄及び社会保険料等の金額欄に記載された金額と一致している。

また、請求者は、請求期間③に係る賞与明細書を保有しておらず、B健康保険組合にも記録がない上、事業主は、当該期間に係る賃金台帳等は保存していない旨回答していることから、当該期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300022号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300075号

第1 結論

請求者のA社における請求期間①から⑧までについて、別表の第1欄に掲げる賞与支払日の標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

請求期間①から⑧までの別表の第1欄に掲げる賞与支払日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間①から⑧までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年12月
② 平成23年7月
③ 平成23年12月
④ 平成24年7月
⑤ 平成24年12月
⑥ 平成25年7月
⑦ 平成25年12月
⑧ 平成26年7月

A社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑧までに支給された賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑧までについて、金融機関から提出された当該期間に係る賞与が振り込まれていた口座の預金元帳及び同僚から提出された賞与に関する給与支給明細書(以下「預金元帳等」という。)により、別表の第2欄及び第3欄に掲げるとおり、請求者は、当該期間にA社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと推認

できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑧までに係る標準賞与額については、預金元帳等により推認できる厚生年金保険料控除額から、それぞれ別表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

また、請求期間①から⑧までの賞与支払日については、金融機関から提出された預金元帳により確認できる賞与振込日から、それぞれ別表の第1欄に掲げる日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑧までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主は既に亡くなっており、同社の取締役からも回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

別表

請求 期間	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
	賞与支払日	賞与額に見合う 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法 訂正後の 標準賞与額
①	平成17年12月9日	30万円	30万円	30万円
②	平成23年7月8日	30万円	30万円	30万円
③	平成23年12月9日	30万円	29万4,000円	29万4,000円
④	平成24年7月10日	30万円	29万4,000円	29万4,000円
⑤	平成24年12月10日	31万円	29万7,000円	29万7,000円
⑥	平成25年7月10日	31万円	29万7,000円	29万7,000円
⑦	平成25年12月10日	31万円	29万1,000円	29万1,000円
⑧	平成26年7月10日	31万円	29万1,000円	29万1,000円